

性的暴行で印大使館に通告 「受け入れ難い者」と

2006.04.27 共同通信 社会 (全 316 字)

東京都千代田区の在日インド大使館で昨年 9 月上旬、30 代のインド人男性事務技術職員が、ビザ申請に訪れた日本人女子大生＝当時（19）＝に性的暴行をし、外務省がこの職員を「受け入れ難い者」としてインド大使館に通告していたことが 27 日、分かった。職員は今年 1 月に帰国している。

同種の通告は極めて異例。

外務省によると、通告は 26 日で、「外交関係に関するウィーン条約」に基づき、外務省を訪れたインド大使館関係者に対して行った。「女性の被害に抗議するため通告した」という。

警視庁は、今年に入り被害女性から告訴状を受理し捜査。被害女性の親告内容やメールのやりとりなどからこの職員を強制わいせつ事件の容疑者と断定し、24 日、外務省に連絡した。

ビザ申請の女子大生にわいせつ行為 インド大使館職員に逮捕状 警視庁

2006.04.28 NHKニュース (全 474 字)

東京にあるインド大使館に勤務していたインド人の事務職員の男が、ビザの申請に訪れた女子大学生に大使館の中でわいせつな行為をしたとして、警視庁は強制わいせつの疑いで逮捕状をとりました。

職員はすでに帰国しており、報告を受けた外務省は「受け入れがたい者」として大使館に通告しました。

強制わいせつの疑いが持たれているのは、東京・千代田区のインド大使館に事務職員として勤務していた 30 代のインド人の男です。

警視庁の調べによりますと、職員は去年 9 月、ビザの申請のために訪れた日本人の 19 歳の女子大学生に大使館の中でわいせつな行為をした疑いが持たれています。

ことし 2 月、被害者から届け出を受けた警視庁は、この職員について強制わいせつの疑いで逮捕状をとりましたが、職員はすでに 1 月に帰国していました。

警視庁から報告を受けた外務省は、外交職員として「受け入れがたい者」としてインド大使館に通告しました。

インド大使館は事実関係を否定し、大使館関係者への事情聴取などを拒否しているということで、警視庁は外務省を通じて捜査への協力を求めていることにしています。

インド大使館員、強制わいせつ容疑 1 月に帰国

2006.04.28 東京朝刊 39 頁 (全 458 字)

東京都千代田区の在日インド大使館で、インド人の 30 歳代の男性職員が神奈川県在住の女子大生（19）にわいせつな行為を強要したとして、警視庁が強制わいせつ容疑で逮捕状を取得し、外務省が同大使館に対し、この男性職員を「受け入れ難い人物」として通告していたことが 27 日分かった。この職員は今年 1 月に帰国している。

外務省によると、通告は今月 26 日付。警視庁組織犯罪対策 2 課の調べでは、女子大生は昨年 9 月上旬、ビザ申請のため同区九段南のインド大使館を訪れた際、男性職員に個室

に通され、わいせつな行為を強要された。女子大生は今年2月下旬、同庁に告訴相談に訪れた。同課が捜査した結果、告訴相談の裏付けがほぼ取れたため逮捕状を取得し、大使館側に実況見分を要請したが、回答はないという。

同大使館の説明では、職員は帰国する今年1月まで約2年間、大使館で警備を担当していた。

「外交関係に関するウィーン条約」では、捜査権が及ばない大使館で働く職員についても、外交官と同様、本国への召還などを求める「受け入れ難い人物」として通告する規定がある。

読売新聞社

強制わいせつ：容疑でインド大使館員に逮捕状―警視庁

2006.04.28 東京朝刊 30頁 社会面 (全370字)

東京都千代田区の在日インド大使館で昨年9月、大使館職員だった30代のインド人の男が、ビザ申請に訪れた大学生の日本人女性(19)にわいせつな行為をしたとして、警視庁は強制わいせつ容疑で男の逮捕状を取った。外務省も同大使館に対し、男を「外交関係に関するウィーン条約」に基づく「受け入れがたい者」とすると通告した。男は今年1月に帰国している。

警視庁によると、男は昨年9月上旬、同区九段南2のインド大使館にビザの申請に訪れた女子大生を室内に通し、わいせつな行為をした疑い。女子大生が今年2月に同庁に被害相談に訪れて発覚した。男の身元を割り出したが帰国した後で、事情聴取はできていない。

インド大使館は警視庁からの捜査協力の要請に応じていないという。同大使館は27日、「事情の分かる者がいないので答えられない」と話している。【鈴木泰広、川上晃弘】

毎日新聞社

印大使館職員 強制わいせつ 外務省、受け入れ拒否

2006.04.28 東京朝刊 31頁 第1社会 (全414字)

在日インド大使館(東京都千代田区)で昨年九月上旬、三十代のインド人男性事務技術職員が、ビザ申請に来た日本人女子大生=当時(19)=に性的暴行をしていたことが二十七日、警視庁の調べで分かった。外務省は「ペルソナ・ノン・グラダ」(ラテン語で「好ましからざる人物」の意)としてインド大使館に受け入れ拒否を通告したが、職員は今年一月に帰国した。

警視庁組対二課は今年二月、女子大生から告訴状を受理して捜査を始めた。申告内容やメールのやり取りなどからこの職員の犯行と断定、強制わいせつ容疑で逮捕状を取るとともに、二十四日に外務省に連絡した。

「ウィーン条約」により、外交官には日本の捜査権が及ばない外交特権が与えられているが、日本が通告すれば、一定期間を置いて外交特権が剥奪(はくだつ)される。

受け入れ拒否の通告は、今年三月、警視庁が摘発したバカラ賭博事件で賭場を提供していたとしてコートジボワール外交官について行って以来、三例目。

産経新聞社